



島根県報

平成23年12月26日（月）
号外第208号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税 務 課）	3
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則	（ " ）	4
島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則	（地 域 政 策 課）	4
島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（自 然 環 境 課）	5
建築士法施行細則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	6

【告 示】

建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部改正	（建 築 住 宅 課）	15
二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程	（ " ）	16

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第90号）

1 規則の概要

- (1) 自動車税の免除の対象となる一般乗合用のバスに係る補助金及び交付金を改めることとした。（第80条の2関係）
- (2) 自動車取得税の非課税の対象となる一般乗合用のバスに係る路線を定めることとした。（附則第11項関係）
- (3) 地方税法の改正に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

1の(2)及び(3)については公布の日から、1の(1)については平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第91号）

1 規則の概要

地方税法の改正に伴う次に掲げる規則の引用する条項の整理

- (1) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）
- (2) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第92号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表関係）

設 備 機 器 の 種 類	使 用 料 の 額	
集成材圧縮装置	1時間につき	360円
集成材用プレス	1時間につき	220円
樹木粉碎機	1時間につき	2,560円
土壌作物体総合分析装置	1時間につき	130円
塗装ブース	1時間につき	130円
ドライケム	1時間につき	140円
ワイドベルトサンダー	1時間につき	690円

(2) 設備機器の使用料の改定（別表関係）

設 備 機 器 の 種 類	改 正 前		改 正 後	
オートクレーブ（ガス）	1時間につき	300円	1時間につき	310円
恒温恒湿器	1時間につき	300円	1時間につき	310円
高速深孔あけ機	1時間につき	300円	1時間につき	430円
自動かんな盤	1時間につき	100円	1時間につき	160円
人工気象器	1時間につき	100円	1時間につき	120円
手押しかんな盤	1時間につき	50円	1時間につき	80円
フラッシュプレス	1時間につき	100円	1時間につき	160円
ホットプレス	1時間につき	1,000円	1時間につき	1,070円
ミニフィンガージョインター	1時間につき	1,000円	1時間につき	1,260円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第93号）

1 規則の概要

伝染性疾病にかかっていることが確認された指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等を国等がする場合には、知事への協議等を要しないこととした。（第26条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第94号）

1 規則の概要

(1) 免許申請書、免許証書換え交付申請書及び免許証再交付申請書に免許証等用写真を貼付しなければならないこととした。（第3条・第7条・第8条関係）

(2) 知事は、別に定めるところにより、名簿及び登録簿等をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする
こととした。（第12条の2・第29条関係）

(3) 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合の指定及び監督の手續を定めることとした。（第12条の3—第12条の13関係）

(4) 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用について定めることとした。（第12条の14関係）

(5) 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用について定めることとした。（第31条関係）

(6) 免許申請書及び免許証の様式を改めることとした。（第1号様式・第2号様式関係）

(7) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(4)から(6)までについては、平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第90号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第53条第40項」を「第53条第39項」に改める。

第28条第3項の表第30号中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

第80条の2中「島根県バス運行対策費補助金」を「島根県地域間幹線系統確保維持費補助金若しくは島根県広域バス路線維持費補助金」に、「生活バス路線確保対策交付金」を「島根県生活交通確保対策交付金のうち広域通学系統維持交付金」に改める。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第24項に規定する規則で定める路線）

11 条例附則第24項に規定する規則で定める路線は、次に掲げる補助金又は交付金を受けて運行する路線とする。

- (1) 島根県地域間幹線系統確保維持費補助金
- (2) 島根県広域バス路線維持費補助金
- (3) 島根県生活交通確保対策交付金（広域通学系統維持交付金に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第11条及び第28条第3項の表の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定は公布の日から、第80条の2の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第80条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 3 平成24年度分の自動車税についての新規則第80条の2の規定の適用については、同条中「島根県生活交通確保対策交付金のうち広域通学系統維持交付金」とあるのは「生活バス路線確保対策交付金又は島根県生活交通確保対策交付金のうち広域通学系統維持交付金」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 4 新規則附則第11項の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第91号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則

（島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正）

- 第1条** 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第10号中「法」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）による改正前の法」に改める。

（島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正）

- 第2条** 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第10号中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第92号

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成14年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

設 備 機 器 の 種 類	使 用 料 の 額	
PH計	1時間につき	50円
上皿電子 ^{びん} 天秤	1時間につき	50円
オートクレーブ（ガス）	1時間につき	310円
オートクレーブ（電気）	1時間につき	50円
簡易分析器	1時間につき	50円
顕微鏡写真撮影装置	1時間につき	50円
恒温恒湿器	1時間につき	310円
高速深孔あけ機	1時間につき	430円
コンプレッサー	1時間につき	50円
実体顕微鏡	1時間につき	50円
自動かんな盤	1時間につき	160円
集成材圧縮装置	1時間につき	360円
集成材用プレス	1時間につき	220円
樹木粉碎機	1時間につき	2,560円
純水製造装置	1時間につき	50円
昇降丸のこ盤	1時間につき	50円
人工気象器	1時間につき	120円
生物顕微鏡	1時間につき	50円
臓器撮影装置	1時間につき	50円
手押しかんな盤	1時間につき	80円
電気伝導度計	1時間につき	50円
土壌作物体総合分析装置	1時間につき	130円
塗装ブース	1時間につき	130円
ドライケム	1時間につき	140円
熱風乾燥機	1時間につき	50円
バンドソー	1時間につき	50円
フラッシュプレス	1時間につき	160円
ホットプレス	1時間につき	1,070円
ミニフィンガージョインター	1時間につき	1,260円
ワイドベルトサンダー	1時間につき	690円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県中山間地域研究センター条例施行規則第5条の規定により島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）第3条第1項の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県規則第93号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をするとき（あらかじめ、知事に通知したときに限る。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第94号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 免許（第3条—第12条の14）

第3章 試験（第13条—第28条）

第4章 建築士事務所（第29条—第31条）

附則

第1条中「で、法とは、」を「において、「法」とは」に、「令とは、」を「「令」とは」に、「省令とは、」を「「省令」とは」に改める。

第3条第2項中「前項の場合」を「第1項の場合」に、「前項の」を「、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第7条第2項及び第8条第1項において「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。

第6条第5号中「第22条の2第1号から第3号まで」を「第22条の2第2号又は第3号」に改める。

第7条第1項中「免許証を添え」を削り、同条第2項中「前項の」を「第1項の規定による」に、「名簿を訂正し、」を「名簿を訂正し、前項の規定による申請があった場合においては」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証等用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

第8条の見出しを「（再交付の申請等）」に改め、同条第1項中「免許証を」を「免許証等を」に改め、「遅滞なく、」の次に「免許証等用写真を貼付した」を加え、同条第3項中「免許証を」を「免許証等を」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第2項中「失そうの」を「失踪の」に、「失

そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、同条第4項中「免許証」を「免許証等」に改める。

第10条第1項中「の届出」を「に規定する届出」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「免許証」を「免許証等」に改める。

第2章中第12条の次に次の13条を加える。

（名簿の閲覧）

第12条の2 知事は、別に定めるところにより、名簿をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

（指定の申請）

第12条の3 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- (8) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨の誓約書
- (9) その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第12条の4 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第12条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

（登録事務規程の認可の申請）

第12条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
 - (2) 変更しようとする年月日
 - (3) 変更の理由
- (事業計画等の認可の申請)

第12条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
 - (2) 変更しようとする年月日
 - (3) 変更の理由
- (登録状況の報告)

第12条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における各月ごとの二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期における各月ごとの免許証明書の書換え交付及び再交付の件数
- (3) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項に規定する添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第26条第3項において同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第26条第3項第2号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法
- (不正登録者の報告)

第12条の9 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
 - (2) 偽りその他不正の手段
- (二級建築士等登録事務の休廃止の許可)

第12条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第12条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第9条第2項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）第40条第4項又は同令第43条第4項の規定による報告書等の送付 同令第40条第2項第2号イ又は同令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第26条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第12条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び性別
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(公示)

第12条の13 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、島根県報で公示することによって行う。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 指定登録機関が法第10条の20第1項の規定により二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第4項、第10条及び第12条の2の規定の適用については、これらの規定（第3条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」とあるのは「二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」と、「知事」とあるのは「指定登録機関（第12条の4の指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」と、第7条第2項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」とあるのは「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は免許証明書」と、「免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と、同条第3項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項に規定する届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第14条第1項中「以下」を「次項において」に改める。

第29条第1項中「建築士法」を「法」に改め、同条を第30条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(登録簿等の閲覧)

第29条 知事は、別に定めるところにより、法第23条の9各号に掲げる書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

第30条の次に次の1条を加える。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第31条 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前2条の規定の適用については、第29条中「書類」とあるのは「書類（法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、指定事務所登録機関（第31条の指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより、法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする」と、前条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、前条第1項中「第5号様式による建築士事務所登録証明申請書」とあるのは「建築士事務所登録証明申請書」と、同条第2項中「第6号様式による建築士事務所登録証明書」とあるのは「建築士事務所登録証明書」とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

二級
建築士免許申請書
木造

島 根 県
収 入 証 紙
〔消印しないで〕
ください。

私は、 ^{二級} 建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添えて申請します。 私は、下記の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日				
氏 名				
----- (署 名)				
島根県知事 様				
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生	写真貼付欄 縦4.5cm、横3.5cmの写
本 籍		性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	真の裏面に氏名及び撮
現 住 所				影年月日を記入しての
試 験	二級 建築士試験に合格した時期 木造 年			りで貼り付けてくださ い。
	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号	
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。			い る <input type="checkbox"/> い ない <input type="checkbox"/>
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日			あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> ----- 年 月 日
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日			あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> ----- 年 月 日
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日			あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> 年 月 日
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間			あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
※ 審 査		※ 経由庁記載欄 責任者（職氏名） ⑧		
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号

(注意)

- 1 数字は、算用数字を用いてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 4 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

(表)

<p style="text-align: center;">二級 建築士免許証 木造</p> <p>(氏 名)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>二級 建築士登録番号</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>二級 建築士登録年月日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）により</p> <p style="text-align: right;">二級 建築士の免許を与えたことを証する。 木造</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>
島根県知事	

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

備考

- 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

第3号様式中「(郵便はがき)」を削り、

第	号
---	---

を

都道	第	号
府県		

に改め

る。

第5号様式及び第6号様式中「(第29条関係)」を「(第30条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第7条、第8条、第9条第1項及び第4項並びに第12条の改正規定、同条の次に13条を加える改正規定(第12条の14に係る部分に限る。)、第30条の次に1条を加える改正規定、第1号様式、第2号様式、第3号様式、第5号様式及び第6号様式の改正規定並びに次項から第4項までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日前に行われた申請に係る二級建築士免許証又は木造建築士免許証(以下「免許証」という。)の交付、書換え交付及び再交付については、この規則による改正後の建築士法施行細則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の建築士法施行細則(以下「旧規則」という。)第2号様式(以下「旧様式」という。)による免許証は、新規則第2号様式(以下「新様式」という。)にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 4 平成24年4月1日前において現に旧様式による免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新様式による免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、新規則第7条第2項の規定による書換え交付の申請とみなす。

告 示

島根県告示第821号

建築士事務所登録簿等閲覧規程(平成20年島根県告示第183号)の一部を次のように改正する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の9」を「建築士法施行細則(昭和25年島根県規則第111号)第29条」に、「同条」を「建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の9」に改める。

第3条中「午前零時15分」を「正午」に改める。

第8条第2号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第9条 建築士法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第1条の規定の適用については、同条中「書類(」とあるのは「書類(同法第23条の3第1項に規定する登録簿及び同法第26条の3第1項に規定する国土交通省令で定める書類を除く。)」とする。

附 則

この告示は、平成23年12月26日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

島根県告示第822号

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程を次のように定める。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程

(趣旨)

第1条 この告示は、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第12条の2の規定に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 名簿を閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、土木部建築住宅課内にこれを設置するものとする。

(閲覧時間)

第3条 名簿の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日とする。

(臨時休日等)

第5条 知事は、名簿の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第6条 名簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(名簿の持出禁止)

第7条 名簿は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、名簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示又は係員の指示に従わない者
- (2) 名簿を汚損し、若しくは毀損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における特例)

第9条 建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者が同項に規定する二級建築士等登録事務を行う場合においては、前各条の規定にかかわらず、知事は、名簿を一般の閲覧に供する事務を行わない。

附 則

この告示は、平成23年12月26日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成24年4月1日から施行する。